

議案第24号

阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部改正について

阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例

阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例(平成17年阿見町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「災害等の発生を未然に防止し」を削る。

第3条中「土地の埋立て等による災害等の発生防止及び」を削る。

第11条第1項中「5,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル以下」に改める。

第13条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第1項中「及び土砂等の災害の防止」を削る。

第21条第1項中「の当該事業に使用された土砂等の災害の防止」を削り、同条第5項中「、土砂等の災害の防止に」を「、事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に」に、「事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置」を「当該措置」に改める。

第22条第3項中「土砂等の災害の防止に」を「生活環境の保全に」に改める。

第25条第1項中「事業に使用された土砂等の災害の防止に」を「生活環境の保全に」に改め、同条第2項中「土砂等の災害の防止に」を「生活環境の保全に」に改める。

第26条第2項中「取消しに係る事業に使用された土砂等の災害の防止に」を「生活環境の保全に」に改める。

第27条中「事業に使用された土砂等の災害の防止に」を「事業区域における生活環境の保全に」に改める。

第31条中「又は土砂等の災害の防止」を削る。

第32条第1項中「土砂等の災害の発生の防止又は」を削り、同条第2項中「土砂等の崩

落、飛散又は流出による災害が発生し、若しくは」を削る。

第33条第2項中「事業に使用された土砂等の災害の防止をするため」を「事業区域における生活環境の保全のため」に改め、「災害の発生の防止をするため」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第11条第1項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等(土砂等(土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項の廃棄物を除くものをいう。以下同じ。))による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。以下同じ。)に着手しているものについては、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例第11条第1項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、この条例による改正後の阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第12条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第12条第1項の許可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積が町域の環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、土地の埋立て等の行為について適切な規制を行うことにより<u>災害等の発生を未然に防止し</u>、もって町民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。 (町の責務) 第3条 町は、茨城県、町の行政区その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、<u>土地の埋立て等による災害等の発生防止及び</u>町民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。 (事業の許可) 第11条 事業主等は、事業を行おうとする場合において、その事業区域の面積が<u>5,000平方メートル未満</u>となるときは、町長の許可を受けなければならない。 2 (略) (許可の基準) 第13条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容について審査し、次に掲げる基準に適合するものであると認めたときは、第11条第1項の許可をするものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 当該許可に係る事業に使用される土砂等の構造は、当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止（以下「土砂等の災害の防止」という。）するため、規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)	(目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積が町域の環境に著しく影響を及ぼすことに鑑み、土地の埋立て等の行為について適切な規制を行うことにより、もって町民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。 (町の責務) 第3条 町は、茨城県、町の行政区その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、町民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。 (事業の許可) 第11条 事業主等は、事業を行おうとする場合において、その事業区域の面積が<u>3,000平方メートル以下</u>となるときは、町長の許可を受けなければならない。 2 (略) (許可の基準) 第13条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容について審査し、次に掲げる基準に適合するものであると認めたときは、第11条第1項の許可をするものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)	

現行	改正後	備考
(許可の条件) 第14条 事業主等は、事業を施行するに当たっては、事業区域の周辺の地域の生活環境の保全<u>及び土砂等の災害の防止</u>のために必要な施工上の管理をさせるため、施工管理者を置かなければならない。 2・3 (略) (事業の廃止の届出等) 第21条 第11条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業の廃止又は中止後の<u>当該事業に使用された土砂等の災害の防止</u>に必要な措置を講じなければならない。 2～4 (略) 5 前項の規定により、<u>土砂等の災害の防止</u>に必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は、第2項の規定による廃止又は中止の届出に係る<u>事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置</u>を講じなければならない。 (事業完了の届出等) 第22条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により、<u>土砂等の災害の防止</u>に必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は、第1項の規定による届出に係る事業について、<u>土砂等の災害の防止</u>に必要な措置を講じなければならない。 (措置命令等) 第25条 町長は、<u>事業に使用された土砂等の災害の防止</u>に緊急の必要があると認めるときは、第11条第1項の許可を受けた事業主等に対し、当該事業を停止し、又は期限を定めて当該<u>事業に使用された土砂等の災害の防止</u>に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 町長は、第11条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けずに事業を行い、若しくは第14条第2項の規定に違反して事業を行い、又は第13条	(許可の条件) 第14条 事業主等は、事業を施行するに当たっては、事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせるため、施工管理者を置かなければならない。 2・3 (略) (事業の廃止の届出等) 第21条 第11条第1項の許可を受けた事業主等は、当該許可に係る事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該事業の廃止又は中止後に必要な措置を講じなければならない。 2～4 (略) 5 前項の規定により、<u>事業区域の周辺の地域の生活環境の保全</u>に必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は、第2項の規定による廃止又は中止の届出に係る<u>当該措置</u>を講じなければならない。 (事業完了の届出等) 第22条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により、<u>生活環境の保全</u>に必要な措置が講ぜられていないことの通知を受けた事業主等は、第1項の規定による届出に係る事業について、<u>生活環境の保全</u>に必要な措置を講じなければならない。 (措置命令等) 第25条 町長は、<u>生活環境の保全</u>に緊急の必要があると認めるときは、第11条第1項の許可を受けた事業主等に対し、当該事業を停止し、又は期限を定めて当該<u>生活環境の保全</u>に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 2 町長は、第11条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けずに事業を行い、若しくは第14条第2項の規定に違反して事業を行い、又は第13条	

現行	改正後	備考
各号の基準に適合しない事業を行った事業主等に対し、期限を定めて当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は<u>土砂等の災害の防止</u>に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第26条 (略) 2 前項の規定により許可を取り消された事業主等（当該取消しに係る事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた事業主等を除く。）は、<u>取消しに係る事業に使用された土砂等の災害の防止</u>に必要な措置を講じなければならない。 (廃止等に伴う義務違反に対する措置命令) 第27条 町長は、第21条第5項、第22条第3項又は前条第2項の規定に違反した事業主等に対し、期限を定めてその<u>事業に使用された土砂等の災害の防止</u>に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (協力要請) 第31条 町長は、生活環境の保全<u>又は土砂等の災害の防止</u>のための必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主等、当該事業に用いる土砂等を発生させる者、当該事業区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。 (土地所有者の義務) 第32条 第9条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業による<u>土砂等の災害の発生の防止又は</u>土壌の汚染防止のため、当該事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該事業の施行状況を把握しなければならない。 2 第9条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業により当該事業区域以外への<u>土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、若しくは</u>土壌の汚染が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事業を行う者に対し当該事業を停止し、安全のための必要な措置を講ずよう求めるとともに、その旨を町長その他関係機関に通報しなければならない。	各号の基準に適合しない事業を行った事業主等に対し、期限を定めて当該事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は<u>生活環境の保全</u>に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (許可の取消し等) 第26条 (略) 2 前項の規定により許可を取り消された事業主等（当該取消しに係る事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた事業主等を除く。）は、<u>生活環境の保全</u>に必要な措置を講じなければならない。 (廃止等に伴う義務違反に対する措置命令) 第27条 町長は、第21条第5項、第22条第3項又は前条第2項の規定に違反した事業主等に対し、期限を定めてその<u>事業区域における生活環境の保全</u>に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 (協力要請) 第31条 町長は、生活環境の保全のための必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主等、当該事業に用いる土砂等を発生させる者、当該事業区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。 (土地所有者の義務) 第32条 第9条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業による土壌の汚染防止のため、当該事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該事業の施行状況を把握しなければならない。 2 第9条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る事業により当該事業区域以外への土壌の汚染が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該事業を行う者に対し当該事業を停止し、安全のための必要な措置を講ずよう求めるとともに、その旨を町長その他関係機関に通報しなければならない。	

現行	改正後	備考
(土地所有者に対する勧告) 第33条 (略) 2 町長は、第11条第1項の許可に係る<u>事業に使用された土砂等の災害の防止をするため</u>緊急の必要があると認めるときは、第9条の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、<u>災害の発生の防止をするため</u>必要な措置を講ずるよう勧告することができる。	(土地所有者に対する勧告) 第33条 (略) 2 町長は、第11条第1項の許可に係る<u>事業区域における生活環境の保全のため</u>緊急の必要があると認めるときは、第9条の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。	

阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する 条例の一部改正について

1. 趣旨

宅地造成等規制法の改正※を踏まえ、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下；県残土条例）において盛土等の許可の対象となる区域の面積を引き下げる等の改正が行われることから、県残土条例との整合性を図り、所要の規定の整理を行うため、阿見町土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（以下；町残土条例）の一部を改正するもの。

※宅地造成等規制法を宅地造成及び特定盛土等規制法（以下；盛土規制法）に改正

2. 条例改正の概要

(1) 盛土規制法と重複する規制等の整理

盛土規制法の運用開始に伴い、災害防止目的に関連する規定について、より罰則の強い同法を適用させるため、町残土条例の災害防止目的に関する条文を改める。

(2) 町残土条例の許可対象面積の引下げ

盛土規制法の許可対象面積 3,000 m²超を踏まえ、県残土条例の許可対象面積が 5,000 m²以上から 3,000 m²超に改正されたことから、県残土条例との整合性を図るため、町残土条例における許可対象面積を現行 5,000 m²未満であるものを 3,000 m²以下に改正する。

(3) 罰則

①盛土規制法…懲役 3 年以下又は罰金 1,000 万円以下（法人重課 3 億円以下）

②県残土条例…懲役 2 年以下又は罰金 100 万円以下

③町残土条例…懲役 2 年以下又は罰金 100 万円以下